令和５年度

鹿児島県中央児童相談所第三者評価受審結果報告書

特定非営利活動法人あいおらいと

1　業務日程

履 行 場 所	鹿児島県中央児童相談所 鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目 12 番
業務実施日	（１）説明会　　令和５年　９月２０日（水） （２）訪問調査　令和６年　１月１６日（火）１７日（水） （３）報告会　　令和６年　２月　７日（水）

2　管轄区域　令和５年４月１日現在

１０市２郡	鹿児島市　枕崎市　指宿市　西之表市　日置市　霧島市　いちき串木野市 南さつま市　南九州市　姶良市　鹿児島郡（三島村　十島村）　熊毛郡（中種子町　南種子町　屋久島町）

3　自己評価実施数（６４名）

職　　種	人数	備　　考
管　理　職	４名	所長　副所長　副所長兼管理部長　相談部長
児童福祉司	４６名	課長（福祉司ＳＶ）も含む。
児童心理司	１４名	課長（心理司ＳＶ）も含む。

4　アンケート

対　象	実施数
施設・里親等の子ども（小４以上） 施設・里親	施設　２１カ所　２８０名 里親・ファミリーホーム２１カ所　３４名
関係機関	市町村　上記２の管轄区域

子どものアンケートは、重症心身障害児施設・自立援助ホーム・親族里親を除く　４５名

5　訪問調査　1月１６日（火）１７日（水）　２日間

1日目　1月　１６日（火） 9：00～17：00		対応職員
9：00 ～　9：10	当日の流れの確認	所長・副所長・相談部長
9：10 ～ 12：00	評価項目聴き取り	
12：00 ～ 13：00	休憩	
13：00 ～ 13：30	職員の聴き取り 児童福祉司1名 児童心理司　１名（同時）３０分	
13：30 ～ 15：30	援助方針会議に参加	
15：30 ～ 16：30	評価項目聴き取り	
16：30 ～ 17：00	まとめ	
２日目　1月　１７日（水） 9：00～17：00		
9：00 ～ 10：30	評価項目聴き取り	所長・副所長・相談課長
10：30 ～ 12：00	事例①②③についての聞き取り 各30分	
12：00 ～ 13：00	休憩	
13：00 ～ 13：30	児童福祉司１名　ベテラン　３０分	
14：00 ～ 16：00	まとめ 補足聴き取り	所長・副所長・相談課長
16：00 ～ 17：00	報告会などについて	

事例①　「今年度、継続指導している在宅の虐待ケース」

事例②　「２年以上施設入所しているケース」

事例③　「市町村へ見守りを依頼している虐待ケース」

6　評価尺度

令和２年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」の報告書「児童相談所における第三者評価ガイドライン（案）」を基本としたもの。

7　判断基準

・判断基準の評価は○、△、×で評価する。

・各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の４段階にて評価を行う。

評価ランク	評価基準
S	優れた取組みが実施されている 他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける 「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取組みとなることを期待する状態

総評

＜評価の高い点＞

１　組織体制の強化への取り組み

令和２年度、保護者への指導・支援を効果的に行うための「家庭支援課」を設置し、併せて相談、通告、介入全般の調整を図るための「調整課」を設置した。また、令和３年度には、児童の心理診断等について専門性を高め、組織の対応を強化するための「心理判定課」を設置するとともに、警察との連携を図るため警察職員を調整課に配置し組織体制の強化を行った。

さらに、令和５年４月には北部児童相談所を開設し、これまで中央児童相談所の管轄であった４市３郡を所管し、児童相談所の負担軽減や支援の充実に取り組んでいる。

２　チームによる業務支援

相談対応を行う課は、課長（SV）を始め、業務経験のある係長や児童福祉専門員が配置され、その職員を中心にして編成されている。

経験の浅い職員が多く、研修を計画したり OJT によって育成を行っている。また、各課長が課員の心理的負担等にも配慮しながら支援を行っている。

３　働きやすい職場づくりへの取り組み

休暇の取得やメンタルヘルスの支援に努めている。職員にカウンセリングマインドに基づいた配慮や職場全体で協力し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。この取り組みが功を奏してか、現在、休職者はいない。

＜今後に期待する点 ＞

１　一時保護所の体制の整備 充実

一時保護所については、定員が１３名と少なく、緊急時であっても受け入れができない場合もあり、委託一時保護先確保も職員にとって負担が大きい実情がある。また、子どもにとっても委託一時保護は、児童福祉司との関係の構築や行動観察や心理検査等の実施が困難であるなど子どもにとっての負担も大きいことから、今後、早急な体制整備が望まれる。

２　専門性を重視した人材育成

専門職員の採用は近年行われている。また、新規採用者や新規異動者を対象とした初任者研修や児童福祉司任用研修もある。しかし、児童相談所業務に必要な知識や技術等の系統だった研修や人材育成の仕組みがない。今後、受理・援助方針会議等の活用や研修の充実など専門性を重視した人材育成に期待する。

３　マニュアルの整備充実

児童相談所運営指針等に基づいた児童福祉司業務マニュアルはあるがあまり活用されていない。今後、新人や新規異動者にとっても実用的な業務の手引きとなり得る有用なマニュアル等の整備に期待する。

結果

第Ⅰ部　児童相談所の組織	評価
【評価項目 1】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されている	B
【評価項目2】組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっている	B
【評価項目3】職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいる	B
【評価項目4】児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施している	B
【評価項目5】職員（一時保護所を含む）に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B
【評価項目6】情報の取り扱いが適切に行われている	B
【評価項目7】児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されている	B
【評価項目8】児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施している	A
第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先	評価
【評価項目9】子どもへの向き合い方は適切であるか	A
【評価項目10】子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	B
【評価項目11】適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っている	B
【評価項目12】子どもの意見や意向を尊重する対応を行っている	B
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	評価
【評価項目13】通告・相談の受付体制が確保されている	B
【評価項目14】通告・相談のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っている	A
【評価項目15】受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	B
【評価項目16】子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
【評価項目17】一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	B
【評価項目18】アセスメントに必要な調査が行えているか	A
【評価項目19】アセスメントが適切に行われているか	A
【評価項目20】特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われている	A
【評価項目21】援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されている	B
【評価項目22】援助方針の決定に関する判断が適切に行われている	B
【評価項目23】援助方針の内容は適切か	B
【評価項目24】市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市町村への説明や意見反映等を行っているか	A
【評価項目25】在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われている	B
【評価項目26】指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われている	A
【評価項目27】指導や措置を行っているケースについて、市町村に対する情報共有を適切に行っている	A
【評価項目28】居所と住民登録が異なる場合について、管轄する児童相談所が明確になっている	A
【評価項目29】「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われている	A
【評価項目30】「情報提供」または「ケース移管」を受ける際に手続きが適切に行われている	A
第Ⅳ部 社会的養護を必要とする子どもへの支援	評価
【評価項目31】社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
【評価項目32】里親委託・施設入所措置開始にあたり、援助者（里親・施設職員等）と十分な協議を行っている	A
【評価項目33】措置開始前に、子どもの負担が少なくなるよう配慮している	A
【評価項目34】里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	A

【評価項目35】援助方針の見直しが適切に行われているか	A
【評価項目36】自立支援計画の見直しが適切に行われているか	B
【評価項目37】面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	B
【評価項目38】里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応している	B
【評価項目39】一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
【評価項目40】措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
【評価項目41】措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
【評価項目42】入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	B
【評価項目43】子どもの状況に応じ、自立援助ホームにつなぐなど、必要な支援等を行っているか	A
【評価項目44】家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
第Ⅴ部 社会的養育の推進	評価
【評価項目45】里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	A
【評価項目46】養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
【評価項目47】養子縁組成立後についても、必要な支援等を行っている	A
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援	評価
【評価項目48】適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っている	A
【評価項目49】保護者の理解・同意を得られるよう努めている	A
【評価項目50】保護者への在宅指導は、適切に行われている	A
【評価項目51】親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っている	A
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携	評価
【評価項目52】要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
【評価項目53】関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	B
【評価項目54】児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
【評価項目55】市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
【評価項目56】市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
【評価項目57】児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っている	A
【評価項目58】家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A